

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

新潟市人事委員会委員長 伊藤 武雄

新潟市人事委員会規則第11号

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第7の表（1）2級の欄中

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34

を

に改め、別表第7の表（2）2級の欄中

36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

」

28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32

27
28
28
28
28
28
28
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31

を

に改め、別表第7の表(3)2級の欄中

」

38
39

37
38

40
41
41
41
42
42
42

を

38
39
39
40
40
41
41

に改め、別表第7の表(6)2級の欄中

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
34
34
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40

42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57

を

40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56

に改め、別表第7の表(7)2級の欄中

57
57
57
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
59
60

56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43

43
44
44
45
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56

を

43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
52
52
53
53
54
54
55
55
55

に改め、別表第7の表(8)2級の欄中

42
42
43
43
44
44
45
45

41
42
42
42
43
43
43
44

45		44
46		44
46		45
46		45
47		46
47		46
47		47
48		48
48		48
48	を	48
49		49
50		49
51		50
52		50
53		51
53		51
54		52
54		52
55		53
55		53
56		54
56		54
57		55
57		55
58		56
58		56
59		57
59		58
60		59

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とすることができる。